

急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備、変電設備、蓄電池設備設置届出書

1 内 容

急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備、変電設備、蓄電池設備を設置しようとするときに使用します。

【根拠条文 条例第44条、施行規則第7条第2号】

- (1) 急速充電設備 → 急速充電設備のうち全出力5.0キロワット以下のものを除く。
- (2) 燃料電池発電設備 → 固体高分子型燃料電池発電設備、固体酸化物型燃料電池発電設備のうち、出力1.0キロワット未満のものを除く。
- (3) 発電設備 → 内燃機関によるもの(固定して用いるものに限る)
- (4) 変電設備 → 高圧又は特別高圧のもので、全出力5.0キロワットを超えるもの
- (5) 蓄電池設備 → 定格容量と電槽数の積の合計が、4800アンペアアワー・セル以上のもの

2 手続き

- (1) 予防課予防係（新城市消防防災センター2階）へ着工の30日前を目安に、提出します。
- (2) 提出部数は1部とし、控えを必要とする場合は、必要部数を提出します。
- (3) 必要に応じ実地調査が行われます。

3 記入上の注意

届出者

- ア. 建物内に設置する場合には所有者など管理権原を持つ者
- イ. 屋外に設置する場合はその場所を管理する者、設備の所有者など

4 添付資料等

- (1) 設置場所付近図
- (2) 当該設備を設置する部屋の平面図
- (3) 建物構造図
- (4) 設備の構造図（液体燃料を使用するときは配管図等、電気施設については、機器配置図）なお、平面図には、設備の位置、消火設備、その他必要事項を記入してください。

法 → 消防法（昭和23年法律第186号）

政令 → 消防法施行令（昭和36年政令第37号）

規則 → 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

条例 → 新城市火災予防条例（平成17年条例第236号）

施行規則 → 新城市火災予防条例施行規則（平成17年規則第177号）